

糸満市スポーツ推進計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、糸満市スポーツ推進計画策定業務委託の公募型プロポーザル方式による委託先の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 糸満市スポーツ推進計画策定業務委託
- (2) 発注者 糸満市教育委員会
- (3) 業務の内容 別紙「糸満市スポーツ推進計画策定業務委託仕様書」による
- (4) 契約期間 契約締結日から令和4年2月28日まで
- (5) 契約限度額 7,271,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格

本事業に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 沖縄県内に本店または支店等の営業拠点を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく更生・再生または更生手続き・再生手続きを行っていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び反社会的勢力の利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 宗教法人法第2条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 本業務について、高い見識及び十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができるような体制を整えていること。
- (8) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されていること。

4 実施スケジュール（予定）

実施スケジュール内容	日程
実施要項等の公開	令和3年6月1日（火）市HPで公開
質問書の受付期限	令和3年6月8日（火）17時まで（必着）
質問書の回答期限	令和3年6月11日（金）市HPで公開
参加表明書及び企画提案書の提出期限	令和3年6月18日（金）17時まで（必着）
プレゼンテーションの実施日	令和3年6月28日（月）
選定結果通知日	令和3年6月30日（火）
契約日	令和3年7月2日（金）

※プレゼンテーションの割当時間等については、企画提案書の提出期限後、4日以内にメールで通知する。

5 実施要項等の配布

配布資料は次の資料とし、糸満市ホームページにて掲載する。

- (1) 糸満市スポーツ推進計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項
- (2) 糸満市スポーツ推進計画策定業務委託仕様書
- (3) 各様式（様式1～様式9）

6 質問受付及び回答

実施要項等について、質問がある場合は、次のとおり受け付ける（質問が無い場合は、質問書を提出する必要は無い）。

(1) 質問受付

- ①提出書類 質問書 様式9（ワード）
- ②提出期限 令和3年6月8日（火）17時まで（必着）
- ③提出方法 電子メール taiiku@city.itoman.lg.jp（社会体育課）
※電子メールで提出した際、必ず電話にて提出した旨を連絡すること。

(2) 質問に対する回答

- ①回答期限 令和3年6月11日（金）
- ②回答方法 質問に対する回答は、糸満市ホームページへの掲載により行う。
掲載URL <http://www.city.itoman.lg.jp/>

7 参加表明書及び企画提案書等の提出

(1) 提出書類

	提出書類	様式等	部数
1	参加表明書	様式1	9部
2	事業者の概要	様式2	9部
3	事業実績	様式3	9部
4	誓約書	様式4	9部
5	企画提案書	様式5 企画提案内容の様式は任意	9部
6	業務工程計画	様式6	9部
7	業務実施体制	様式7	9部
8	業務参考見積書	様式8	9部
9	納税証明書	国税及び地方税（県税及び市町村税）の未納が無い証明書	1部

(2) 作成要領

- ①提案は、基本的な考え方を文書で簡潔に記述すること。
- ②要求した以外の資料提出、指定した要求内容が不足する提出資料及び提出期限に遅

れた提出資料は、一切受け付けない。

- ③提出された書類は、原則返却しない。また、提出後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出部数 9部(正本1部、副本8部(複写可))
 - ①正本はファイル綴じにせず、クリップ等でとめること。
 - ②副本は、1部ごとにA4版縦型ファイル等で綴りインデックスを貼付すること。
- (4) 提出期限 令和3年6月18日(金)17時まで(必着)
- (5) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、配達記録が残るものを利用し、提出期限内に到着すること)
- (6) 提出場所 糸満市教育委員会 社会体育課(糸満市庁舎5階)
〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

8 審査方法等

(1) 審査方法

- ①糸満市スポーツ推進計画策定業務委託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。))において、提出された企画提案書、プレゼンテーション、質疑応答等を審査基準に基づき審査を行う。各委員が企画提案者ごとに採点を行い、得点が高い順に順位を付け、その順位を企画提案者の順位点とする(1位=1点、2位=2点、3位=3点...)。順位点の合計が少ない企画提案者から順に委託候補者としての順位を決定する。
- ②審査委員会は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- ③審査委員会により選定した委託候補者が辞退した場合、又は、市との協議が整わなかった場合には、委託候補者として次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。

(2) プレゼンテーションの実施方法

- ①日時、場所等は、企画提案者に対し、電子メールにて通知する。
- ②プレゼンテーションの順番は、参加表明書及び企画提案書の受付順とする。
- ③企画提案者につき、プレゼンテーション時間を30分以内(説明20分以内、質疑応答10分以内)とする。
- ④出席者は、一つの事業者につき最大3名までとする。
- ⑤プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみで行うこととする。
- ⑥プレゼンテーションにおいて、パワーポイントを使用する場合は、企画提案書に明記すること。プロジェクター等は本市で準備する。ただし、パソコンは企画提案者が準備すること。

(3) 審査基準

評価項目	評価の視点	配点
基本事項	・事業者の概要 ・業務実績	20点
実施体制	・実施体制の的確性	20点

	・調査方法及び会議運営	
実施内容	・事業内容や地域性の理解度 ・実施方針の的確性、実現性 ・企画提案内容の独創性や実現性 ・業務工程計画の妥当性	50点
見積金額	・積算金額の妥当性	10点

(4) 審査結果

審査結果の通知については、委託候補者を決定した後、各企画提案者に対し速やかに文書で通知する。

9 契約

市は、委託候補者と協議し、委託候補者が提案した内容を反映した仕様書を調製のうえ契約を締結する。

ただし、選考された事業者が以下の規定に該当する場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と交渉するものとする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選考の公平性を害する行為があった場合

10 その他

- (1) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする
- (2) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は、提案事業者に帰属するものとし、提出事業者に無断で利用することはない。ただし、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製、記録及び保存を行う。
- (4) 本実施要項に定めのないものについては、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

11 問い合わせ

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市教育委員会 指導部 社会体育課（糸満市庁舎5階） 玉城

電話：098-840-8164 FAX：098-840-8161

電子メール：taiiku@city.itoman.lg.jp